

大銀行に働く皆さん

金融ユニオンは雇用の安定と処遇の改善に取り組んでいます

「契約更新時の不安をなくしてほしい」「正行員並みの処遇をしてほしい」というのが、契約社員、派遣・パート労働者のみなさんの共通の願いです。

労働諸法の改正を機に、皆さんの声を持ち寄り、パワハラもなく安心して働ける職場づくりにご一緒に取り組みませんか

三菱東京UFJ銀行での最近の事例

<休職中の短期契約の雇用を守る>

職場のいじめで「心の病」となり休職中の契約社員が、契約更新時に、6ヶ月更新であった従来の契約期間を3ヶ月に短縮されたうえ、「健康回復して職場復帰できなければ次回の契約更新はない」と通告され、金融ユニオンに加入。団体交渉の結果、「次回も契約更新はしますので、安心して治療に専念してください」との回答を獲得しました。

みずほ銀行での最近の事例

<ボーナスの上積み回答を実現>

58歳の女性行員の組合員の2012年冬季ボーナス交渉で、「総合職1年目の新入行員より低いボーナスには納得できない」と、銀行の回答額の引き上げを求め、12月支給を拒否して粘り強く交渉を続けた結果、今年1月になって上積み回答を勝ち取りました。

金融ユニオンは13春闘で次のような要求実現をめざしています

皆さんの声も私たちに届けてください。

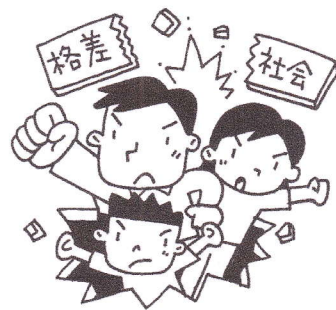
- 人員の増員を図って、「昼休みの完全取得」「年次有給休暇の自由な取得」「職場の問題が原因で発症した病気には、安心して休める休業補償」。
- 非正規労働者に対する「延着証明の賃金カット」など、差別扱いの禁止

- 短時間勤務者への健康保険の適用

- 今年4月から施行される「改正高齢者雇用安定法」の趣旨（希望者全員を定年後の継続雇用制度の対象となるようにする）を踏まえて、
①再雇用を希望する労働者の全員雇用 ②まともな生活ができる賃金水準の確保 ③働き続けることができる職場環境の整備、などの実現

三菱東京UFJ銀行では、勤務形態が週4日勤務から週3日勤務、パート形態など多様な働き方の選択が認められるようになりました。

一方、みずほ銀行では、月13日のパート契約だけのため、三菱東京UFJ銀行のような選択可能な雇用形態を要求します。



金融労連・全国金融産業労働組合（金融ユニオン）

本部 〒102-0093 東京都千代田区平河町1-9-9 電話 03-3230-8415

東海支部 〒456-0006 名古屋市熱田区沢下町9-3-308 電話 052-883-6965

近畿支部 〒541-0045 大阪市中央区道修町3-3-10-601 電話 06-6223-0772

ホームページ <http://www.ne.jp/asahi/oh/ginsanrou/>

(2013年2月)